

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 25 日

各関係団体 御中

厚生労働省医薬局血液対策課
(公 印 省 略)

「輸血療法実践ガイド」の再周知について（依頼）

日頃より、血液行政の推進に御協力いただき御礼申し上げます。

「血液製剤の使用指針」、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤保管管理マニュアル」の廃止並びに「輸血療法実践ガイド」の周知について」（令和 8 年 3 月 24 日付け医薬発 0324 第 2 号厚生労働省医薬局長通知）（別添 1）に記載のとおり、これまで示してきた指針及びマニュアルの内容を整理し、統合した「輸血療法実践ガイド」が作成され、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会により公表されました。

つきましては、貴団体におかれましては、当ガイドの内容について御了知の上、血液製剤の適正使用の推進に資するよう、医療機関等の関係者に対する周知に御協力をお願いします。

本件につきましては、薬事審議会血液事業部会令和 8 年度第 1 回適正使用調査会（令和 8 年 7 月 29 日開催）において、「輸血療法実践ガイド」の医療現場等への周知徹底に関する課題について御意見が示されたことを踏まえ、改めて周知への御協力をお願いするものであり、その趣旨についてもご理解賜りますようお願いいたします。

なお、血液事業に関連する告示、通知等において、「血液製剤の使用指針」、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤保管管理マニュアル」が引用されている場合は、「輸血療法実践ガイド」を御参照いただきますようお願いいたします。

【参考】

● 輸血療法実践ガイド

<https://yuketsu.jstmct.or.jp/wp-content/uploads/2026/02/c94fb40adf823eac4fe9feb13f6d6c60.pdf>



● 一般社団法人日本輸血・細胞治療学会 HP（指針／ガイドライン）

<https://yuketsu.jstmct.or.jp/guidelines/>



● 「血液製剤の使用指針」及び「輸血療法の実施に関する指針」を引用する主な告示、通知等

- ・血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成 31 年厚生労働省告示第 49 号。令和 6 年厚生労働省告示第 153 号一部改正）
- ・新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた後天性低フィブリノゲン血症における乾燥人フィブリノゲンの使用に当たっての留意事項について（令和 3 年 9 月 6 日付け薬生薬審発 0906 第 6 号・薬生安発 0906 第 20 号・薬生血発 0906 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、医薬安全対策課長及び血液対策課長連名通知）
- ・血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン（平成 17 年 3 月。令和 4 年 5 月一部改正）
- ・特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 8 号厚生労働省保険局医療課長及び歯科医療管理官連名通知）